

施策1 防災・危機管理対策の推進

施策の方向

災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・共助・公助[※]の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。

現状と課題

- 市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施などに取り組み、日頃から市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 地域における諸課題は、少子高齢化や若年層の流出、また、地理的条件による土砂災害や洪水などの災害発生要因を内包しており、さらに、避難支援の必要な要配慮者も増加していることから、地域と行政が連携を強化し、防災という側面から見た地域の課題を解決するため、一体となって地域防災力を強化する取組が必要です。
- 計画的に河川・水路の整備などを行うことにより、浸水被害や冠水被害の防止に取り組む必要があります。
- 自然災害、大規模な事故や感染症の発生、国際組織による武力攻撃などに対応し、市民等の生命、身体及び財産などを守るため、危機管理体制を強化していく必要があります。
- 各種備蓄資機材の配備や災害協定の推進を図り、避難所における生活環境の良質化に取り組む必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	自主防災組織 [※] 設置率	97.3%	99.8%	  
	防災リーダー [※] の登録者数（累計）	1,298 人	1,892 人	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.26P	2.23P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策1 防災・危機管理対策の推進

（1）市民意識の高揚と地域防災力の向上

- ◎防災対策整備事業
- 総合防災訓練事業
- 災害救助事業

- ◎建築物耐震化支援事業（再掲）
- 防災行政用無線管理事業
- 防災事務

（2）河川・水路の整備

- ◎一般河川改修事業

- 水防事務

（3）危機管理体制の強化

- ◎危機管理対策事業
- 盛土規制法関連事業

- ◎盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

主要事業

防災対策整備事業

担当部課名

市長直轄組織 防災企画課・地域防災課

事業概要

- 地域防災力強化のため、市民が行う初期消火活動に必要な消火栓器具等の設置を推進する。
- 甲府市総合防災情報システムにより情報の収集・情報伝達体制を強化し、円滑な応急対応に努める。
- 災害時における要配慮者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、災害時に円滑な支援を行うための「個別避難計画」が作成されるよう努める。
- 市内全自治会に対する「地区防災計画」の作成・見直し等の支援を行い、地域防災力の強化に努める。
- 大規模災害に備え、防災倉庫への非常用備蓄食糧や防災資機材の充実と適正管理に努める。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、市民が防災情報等を収集し、適切な避難等ができるよう運用を行う。

現状と課題

- 昭和 54 年からの年次事業として、消火栓器具等の設置事業を推進しており、設置率は年々向上している。
- 大規模災害の発生に備え、市民に対する防災指導等を通して防災意識の高揚や防災技術の向上に取り組んでいく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を年 1 回更新し、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿提供を行っているところであるが、避難支援体制の強化を図るため、「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等への勧奨や、「個別避難計画」の作成を進めていく必要がある。
- 自治会の地区防災計画がより実効性のある内容となるよう、支援していく必要がある。
- 大規模災害に備え、避難所における生活環境の良質化など防災資機材の充実と適正管理に努めていく必要がある。
- 平常時からの防災情報取得に「甲府市防災アプリ」を活用していただけるよう、普及啓発に努めていく必要がある。

今後の事業展開

- 消火栓器具等の新規設置事業を継続するとともに、避難所などの防災資機材等の適正管理や充実、環境整備に努める。
- 甲府市総合防災情報システムの訓練等による操作習熟度の向上に努める。
- 「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等に対して同意勧奨を行い、名簿記載者の充実を図る。また、同意勧奨と併せて制度についての説明をまとめたチラシを送付し、「個別避難計画」の作成に繋げる。
- 地域防災力の更なる強化を図るため、支援が必要な自治会に対して地区防災計画の運用状況の確認や見直しなどのアフターフォローを実施し、同計画の実効性を高め、地域防災活動の活性化に繋げる。
- 自主防災組織による円滑な避難所運営のため、「水害避難の地区研修会」について実効性の高い研修会となるよう更なる充実を図り、平常時からの準備や災害別の避難行動の違い、避難所運営等を内容として、各地区の指定避難所において、住民にわかりやすい研修会を実施していく。
- 児童生徒に対して防災講話や応急手当講習を実施し、防災教育の充実と努めるとともに、市内に居住する外国人に対して防災研修会を行うなど、引き続き地域防災力の強化推進を図る。
- 大規模災害に備え、各種備蓄資機材の配備や災害協定の推進を図り、避難所における生活環境の良質化などに努める。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、日頃から市民が気象情報や防災関連情報などの防災情報を収集できるよう、各種研修会等で普及啓発を行うとともに、平時からの備えや発災時の適切な避難行動が取れるよう、「わが家の防災マニュアル」についても普及啓発を行い防災意識の醸成に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	113,780		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

建築物耐震化支援事業（再掲）

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路[※]等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅については、令和6年元日に発生した能登半島地震を受け、耐震診断は実施したものの耐震化に至っていない所有者を戸別訪問したこともあり、令和6年度の診断や耐震改修の実績は増加している。
- ブロック塀等については、平成30年6月に発生した大阪府北部地震を受け、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の耐震改修補助事業に取り組んでいるが、耐震改修には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物については、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断が義務付けられているが、令和6年度末現在、対象建築物163件のうち、未診断建築物は9件（診断率94.5%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修等には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 課内に「耐震相談窓口」を常設し、建築物等の耐震化に向けた周知・啓発活動を行っている。

今後の事業展開

- 木造住宅やブロック塀等の耐震化については、補助制度等について、広報こうふや市ホームページに掲載していく。
また、耐震診断を促すための自治会単位での説明会の開催や戸別訪問、耐震改修等を促すための耐震診断済みの建物所有者への戸別訪問等を実施していく。
- 耐震シェルター・防災ベッドについては、実物の展示機会を設ける中、周知を図っていく。
- 避難路沿道建築物については、所有者に対し通知文の発送、戸別訪問等を行い、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について紹介する中で、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	215,982		

一般河川改修事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 水路改修等により、住民の生活環境の向上及び浸水被害から財産の保全を図る。

現状と課題

- 農地等の減少による保水能力の低下から、豪雨等の際には一気に雨水が水路に流れ込み浸水被害をもたらしている。
- 台風等による降雨では、排水先である一級河川の水位が上がるため、スムーズに雨水が流れず水路が溢水する状況にある。
- 浸水の危険性が増加している箇所を把握したうえで、優先改修順位を決定し効率的な排水系統の整備が必要である。

今後の事業展開

- 関係機関と連携を図り、浸水被害の状況や事業の効果を考慮して改修計画を策定し、緊急自然災害防止対策事業債等の有利な起債を活用する中、計画的に整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	341,596		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

危機管理対策事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 国民保護訓練の実施

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に変更され、感染拡大防止対策が大きく変化したものの、未だ一定数の感染が報告されていることから、今後も感染症の発生状況等の状況を注視していく必要がある。

このような中、新型コロナウイルス感染症に対しては、「甲府市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき、迅速かつ確な対策を講じていくとともに、今後、発生することも予測される未知なる感染症に適切に対応するため、これまで実施した感染予防・拡大防止対策について検証する必要がある。

- 最近の世界情勢を鑑みると、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル問題など、依然として不透明な状況が続いており、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合の初動体制の確立が求められている。

今後の事業展開

- 国及び県の動向等を注視する中で、「行動計画」に基づき迅速かつ適切な対策を実施するとともに、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を踏まえ、県においても令和7年6月に「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定が予定されていることから、これまでの本市の対策を検証する中で、「行動計画」及び「甲府市新型インフルエンザ業務継続計画（BCP）」の見直しを行う。
- 弾道ミサイル落下時の行動等について、市ホームページ等を通じて広く市民周知を図る。
- 甲府市国民保護計画に基づく訓練を実施することにより、初動対応の確立を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	2,916		

盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

担当部課名
産業部 林政課

事業概要

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、国は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を令和4年5月に改正し、法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。
- 盛土等の規制や、不適正な既存盛土等に対する是正措置等の命令を行うためには、規制区域の指定を行う必要があることから、区域指定等に必要な基礎調査を実施する。

現状と課題

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに基礎調査を実施し、規制区域を指定する必要がある。
- 盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域に指定することが重要であり、基礎調査に当たっては、人命を守るため必要十分なエリアが規制区域に指定されるよう留意する必要がある。

今後の事業展開

- 基礎調査実施後、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く規制区域として指定し、危険な盛土等の規制を行う。

事業費 (千円)	繰越額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	740		

施策2 消防・救急体制の充実

施策の方向

市民の生命、身体や財産を保護するため、関係機関と連携しながら、複雑多様化する災害形態に的確かつ迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

現状と課題

- 日常的な火災の予防、火災発生時の消火活動のみならず、いつ起こるかわからない自然災害や、不慮の事故などから市民の生命、身体や財産を守るため、消防・救急体制の重要性が高まっています。
- 火災などの各種災害や事故などの発生に備え、消防車両や資機材、消防水利などの充実を図るとともに、消防団員を確保していく必要があります。
- 救命率向上のため、救命講習などを実施し、救急体制を充実することが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	消防団員の充足率	78.2% (R5)	97.0%	
	消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値）	94.9%	95.8%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.92P	2.82P

施策を構成する事務事業

施策2 消防・救急体制の充実

（１）地域消防力の強化

- ◎消火栓設置事業
- ◎非常備消防事業

- ◎消防施設等整備事業
- 常備消防事業

（２）救命意識の向上

- 普通救命事業

主要事業

消火栓設置事業

担当部課名
 消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市街地及び周辺地域に消火栓を設置し（目標数 3,138 栓）、火災発生時、消防隊の防衛活動及び住民の初期消火活動に活用する。

現状と課題

- 令和 6 年 4 月現在 3,063 栓設置されており、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、「消防水利整備計画」に基づき計画的に消火栓を設置しているが、住宅地であっても水道管路の口径が消防水利の基準に適合しない場所や住宅密集地等の道路幅が狭く消防車両が進入できないなど、地域の特性によっては設置できない場所がある。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、消防活動の実情に即した有効な箇所を選定し設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	19,200		

消防施設等整備事業

担当部課名
 消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市有地に耐震性貯水槽を設置し（目標数 139 基）、平常時の火災や大規模な地震発生時、大きな揺れにより水道管が破損するなどし、消火栓からは有効な水量が見込めなくなることから、二次的に発生する火災への備えとして活用する。

現状と課題

- 耐震性貯水槽は昭和 52 年から設置を開始、令和 6 年 4 月現在 128 基が設置済みであり、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、市有地等、設置場所の確保が困難となっている。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、震災時における有効水利の手薄な地域に耐震性貯水槽を設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	66,000		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

非常備消防事業

担当部課名

消防本部 人事課・警防課

事業概要

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するため、消防団に係る各種資機材の更新・整備、及び消防団員の確保に向けた各種対策、並びに報酬等の支払いを行う。
- 災害時に活用する消防水利の確保のため、「道路下防火水槽改修計画」に基づき、道路下に設置されている防火水槽を補強することで、耐震化、長寿命化※を図り、災害時に、有効な水利として、活用ができるよう整備するとともに、陥没による事故を未然に防止する。

現状と課題

- 消防団の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新、整備を行うが、耐用年数を経過し、老朽化している車両に対する修繕費の増額・更新サイクルの見直し等が課題となっている。
- 道路下防火水槽は、令和5年4月現在改修が必要と診断された60基全ての改修を完了し、有効活用しているが、補強工事による水量の半減が課題となっている。

今後の事業展開

- 更新計画に基づき、消防団に係る各種資機材及び車両の計画的かつ効果的な更新・整備を継続するとともに、更新サイクルが長期化しているものについては状況に応じて計画の見直しを実施していく。
- 分団の実情に合わせ、ポンプ車を積載車などへ切り替える選択ができるよう検討する。
- 「消防水利整備計画」に基づき、災害時に防火水槽が活用できるよう適切に維持管理を実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	345,810		

施策 3 防犯・交通安全対策の充実

施策の方向 -----

犯罪や交通事故による被害を未然に防止するため、地域や関係機関と連携して、防犯や交通安全に対する意識の普及啓発を図るとともに、防犯活動や交通環境の改善に取り組みます。

現状と課題 -----

- 本市は、人口や産業、道路などの都市基盤が集積していることから、犯罪や交通事故が比較的多いという状況にあります。
- 警察をはじめとする関係機関と連携して、市民の防犯や交通安全に対する意識の醸成を図るとともに、地域防犯活動の充実や交通安全施設の点検・整備などによる交通環境の改善に取り組んでいく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市内の刑法犯認知件数	1,057 件	1,011 件	 
	市内の交通事故発生件数	641 件	400 件	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.43P	2.44P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策3 防犯・交通安全対策の充実

（１）防犯や交通安全に対する意識の普及啓発

- ◎交通安全対策事業
- 社会を明るくする運動事業
- 運転免許証返納高齢者支援事業

（２）防犯活動

- ◎安全安心街づくり事業
- ◎街路灯助成事業
- ◎学校安全安心推進事業

（３）交通環境の改善

- ◎交通安全施設整備事業
- 自転車対策事業
- 通学路交通安全対策事業

（４）相談・救済対策の充実

- 交通災害共済事業

主要事業

交通安全対策事業

担当部課名
市民部 総務課

事業概要

- 交通ルールや交通マナーの徹底と交通安全意識の高揚を図る。
- 交通安全施設の整備を推進する。
- 交通事故相談員による相談・助言等の支援を行う。

現状と課題

- 交通事故発生件数は、近年増加しており、中でも 65 歳以上の高齢者が関係する交通事故件数は高い水準で推移している。また、道路交通法の一部改正により、令和 6 年 11 月から、自転車運転中の、酒気帯び及び携帯電話等の使用への罰則が強化された。こうした状況の中、交通事故防止対策を推進し、市民一人一人が思いやりを持って、命の尊さを認識し、交通安全に真剣に取り組むよう、交通安全思想の普及と認識の徹底を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 山梨県や警察署をはじめとする関係機関及び団体との連携・協調のもと、春・秋の全国交通安全運動をはじめとする交通事故防止対策等に参画するとともに、子ども及び高齢者等を対象に交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努める。
- カーブミラー、自発光式交差点鉾等の交通安全施設の整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	13,891		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

安全安心街づくり事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 自主防犯ボランティア団体の活動活性化のための支援
- 青色防犯パトロールカー等による巡回
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）の管理運用
- 各種犯罪の未然防止対策の推進

現状と課題

- 甲府市安全・安心ボランティアは、55 団体、4,009 名（令和 6 年度末現在）が登録し、活動を行っている。その活動の活性化を支援するため、甲府市安全・安心ボランティア団体補助金制度の運用、甲府市自主防犯ボランティア団体連絡協議会・研修会を開催している。また、防犯情報等の発信を（市ホームページ、広報こうふ、防災行政用無線の活用）通じ、地域の安全・安心への取組を推進している。同活動を将来にわたり持続可能なものとするため、若者のボランティア団体への参加を促す活動等への支援が必要不可欠であり、また、補助金制度についても出前講座や広報こうふ等で幅広く紹介し、制度の効果的活用を図る必要がある。
- 青色防犯パトロールカーについては、専用車両 1 台のほか、公用車 11 台を指定して運用している。また、自主防犯ボランティア団体では、5 団体、48 台（令和 6 年度末現在）が青色パトロール隊を編成し、児童の通学路における巡回の強化を図っている。青色防犯パトロールカーは視認性に優れ、犯罪抑止効果が高いことから、官民一体となって市民が安全安心を実感できる良好な治安を確保するため効果的に運用していく必要がある。
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）については、市内 3 駅等に 35 台（令和 6 年度末現在）を設置している。市内の刑法犯認知件数は令和 4 年より増加傾向にあり、依然として高齢者を狙った電話詐欺や乗物盗などの街頭犯罪が多く発生する中、防犯カメラが犯罪抑止及び犯人検挙に結びつく有効な手段となっていることから、今後も住民のニーズを踏まえた対応が求められる。
- 電話詐欺事案をはじめとした各種犯罪の未然防止については、出前講座、広報こうふ及び防災行政用無線による注意喚起等の様々な対策を講じているが、電話詐欺は依然として被害が後を絶たないことから、最新の手口や傾向等、あらゆる機会を通じた情報発信に努める必要がある。

今後の事業展開

- 幅広い年齢層に、安全・安心ボランティア活動への理解と参加の呼びかけを実施する。
- 青色防犯パトロールカー等により、犯罪情勢を踏まえた、より効果的な巡回警備を実施する。
- 「見守りカメラ（屋外防犯カメラ）の設置基本方針」や住民のニーズ等を踏まえた対応に努める。
- 電話詐欺等、住民の身近な犯罪の発生に関する情報の積極的提供に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	11,986		

街路灯助成事業

担当部課名
 市民部 協働推進課

事業概要

- 防犯、交通安全及び自然環境対策のため、自治会が維持管理している街路灯に要する経費（設置費、撤去費等及び LED 灯交換費並びに電気料）の補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努める。

現状と課題

- 自治会からの申請により、街路灯の新設・撤去・補修・LED 灯への交換に対し、補助金の交付を行っている。
- 今後、多くの LED 街路灯の交換時期が到来すると見込まれる。
- 自治会が維持管理している街路灯の電気料（10 カ月分）について、補助を行っている。
- 毎年多くの自治会において役員が交代するため、街路灯電気料補助金申請手続きについて適切にサポートし自治会の負担軽減を図る必要がある。
- 自治会が維持管理する街路灯の落下等により自治会に賠償責任が課せられた場合に備えて、自治会の負担軽減の観点から市として防犯灯管理者賠償責任保険に加入している。

今後の事業展開

- 今後も協働※の理念を念頭に、地域における街路灯の維持管理を推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	46,803		

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

学校安全安心推進事業

担当部課名

教育部 学事課

事業概要

- 全国的に学校の教育現場において、通学途中に見知らぬ人に声をかけられる、校内に不審者が侵入するなど、子どもたちが事件に巻き込まれるケースが増えていることから、小学生の通学時安全対策として市立小学校の1年生への防犯ブザーの配布や、防犯に関する通学路合同点検を実施するとともに、学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っている。
- 交通に関する通学路合同点検を実施する。

現状と課題

- 防犯ブザーは児童及びその保護者の防犯意識の高揚を図る目的で配布している。その後のメンテナンスについては、各家庭で対応していただけるよう周知に努めている。
- 緊急通報システムについては、適正な運用が図れるよう、各学校においてシステム点検等行う中で、学校内の安全対策に努めている。
- 登下校防犯プラン（平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議決定）に基づき、防犯の通学路合同点検を実施し、児童の安全確保に努めるとともに、地域連携の場として通学路安全推進連絡会議を開催し、関係機関との連携を図っている。

今後の事業展開

- 今後も通学時安全対策として、小学校1年生に対して防犯ブザーを配布していく。
- 学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っていく。
- 学校やPTA、警察及び地域住民等の関係機関との連携強化に努め、情報を共有するなど、より効果的な事業推進を図る。
- 登下校時の子どもの安全確保を図るため、引き続き通学路における防犯の合同点検を実施する。
- 犯罪を未然に防ぎ、より効果的な防犯対策に繋がるよう、すべての小中学校に防犯カメラを設置したことから、適切な運用を図り、引き続き学校内の防犯対策に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	743		

交通安全施設整備事業

担当部課名
 まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 交通安全対策特別交付金※の対象となる道路反射鏡、歩道改良（バリアフリー化）、路面標示（区画線）、道路案内標識、道路照明、車両用防護柵等についての調査結果や、住民要望に基づき、工事発注により整備を図る。

現状と課題

- 新たな道路の開通や開発行為などにより、既存の道路の交通事情が大幅に変わることで、新たな交通安全施設の整備要望は尽きることがない。路面標示の区画線は消耗による定期的な引き直しが必要であり、その他の車両用防護柵や標識など付属施設の老朽化による更新も必要となることから住民要望は高い。また、高齢化の進展などによる歩道のバリアフリー化対策の要望も多数寄せられている。
- 交通安全対策特別交付金制度の活用による事業であるため、事業対象の範囲、規格が制限される。
- 市で管理する道路延長に対して十分な予算の確保が難しい。

今後の事業展開

- 優先度を見極める中、老朽化した車両用防護柵や標識、区画線などの更新工事を計画的に行っていく。
- 今後も引き続き、交通安全対策特別交付金を活用しながら、関係各課・関係事業と一体的に各種整備を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	45,500		

施策4 消費者保護の推進

施策の方向

消費者被害の未然防止や救済を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談や啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 消費生活の利便性は、インターネットやスマートフォンなどの普及、サービスの多様化などを背景として飛躍的に高まりました。その反面、事業者による違法な行為など、消費者をめぐるトラブルも発生しています。
- 関係機関、消費者団体などとの連携のもと、消費生活をめぐる親切・丁寧で的確な相談対応に努めるとともに、トラブルに巻き込まれないための情報提供や消費者教育を通じた意識啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	消費生活センターにおける救済件数	296件	400件	 
	消費者問題出前講座受講者数	425人	1,900人	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.34P	2.38P

施策を構成する事務事業

施策4 消費者保護の推進

(1) 消費生活相談や啓発活動

◎消費者啓発育成事業

○計量検査事業

主要事業

消費者啓発育成事業

担当部課名
市民部 総務課

事業概要

- 複雑・多様化している消費者問題について、最新の消費生活情報の提供や消費者意識の啓発に努め、消費者の自立支援を図る。

現状と課題

- 国・県及び関係機関の各種消費者情報を収集し、消費者に提供すること等により、消費者被害の未然防止に努めてはいるが、消費者被害に関する相談件数は依然として高い水準で推移しており、また最近、インターネットやスマートフォン等の普及により、高齢者のみならず若年層においても、様々なトラブルに巻き込まれるケースも増えていることから、年齢に応じた消費者教育の推進が必要である。
- 消費生活相談件数の約 5 割が 60 歳以上の方々であることから、消費者被害に遭いやすい高齢者等を見守るための体制が必要である。
- 消費生活相談内容は、複雑かつ多様化していることから、それらに対応するために消費生活相談員や関係職員の一層のスキルアップが必要である。

今後の事業展開

- 消費生活センターにおいて、より一層きめ細やかな相談対応を行う。
- 消費生活相談員による「消費者問題出前講座」を、地域や学校等において、それぞれの特性に応じた内容で実施する。
- 「消費生活センター消費生活情報サイト」を活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活に関する啓発活動等を通して消費者の自立を支援する。
- 消費者安全の確保に必要な情報交換や取組に関する協議を行う「甲府市消費者安全確保地域協議会」を開催するとともに、消費者見守りサポーター養成講座を開催し、高齢者等を見守る担い手の養成・増員に努める。
- 県央ネットやまなしの取組として、甲府市消費生活センターの広域的展開により、消費者トラブルの困難事例の共有化や相談体制の拡充などを通じて、消費者トラブルの未然防止と早期解決を図り、圏域住民の安全・安心の確保につなげる。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	67,577		